

## 守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市に存する建築物（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において守口市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、建築物の地震に対する安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する意識の普及及びその実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の用に供するもの（人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合が2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (2) 木造住宅 木造（混構造を含む。）の住宅をいう。
- (3) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が行う診断をいう。この場合において、木造住宅の耐震診断にあつては、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」その他市長が適当と認める方法に基づき、耐震性について判定する診断をいう。
- (5) 耐震診断技術者 次の各号のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 木造建築物の耐震診断においては、次の各号のいずれかに該当する者
    - (ア) 公益社団法人大阪府建築士会が原則として、平成24年度以降に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者名簿に登録されている者

(イ) 一般財団法人日本建築防災協会が原則として、平成24年度以降に主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に関する講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であるもの

(ウ) その他市長が（ア）及び（イ）に掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士であり、かつ、地方公共団体、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する耐震診断講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録されたもの

(6) シェルター設置工事 木造住宅の最下階にある部屋（屋外に通じているものに限る。）に耐震性を確保するため、木材又は鉄骨により作られた強固な箱型の空間であって、公的機関の試験等によりその性能が証明されたものを設置する工事をいう。

（補助対象建築物）

**第3条** 補助の対象となる既存の民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築され、検査済証を受けたものであること。

(2) 現に居住し、若しくは居住しようとする住宅又は現に使用している特定既存耐震不適格建築物であること。

（補助対象者）

**第4条** 補助の対象者となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建物（シェルター設置工事をしようとするものを除く。）にあっては、同法第3条に規定する団体。以下第6条第6号において「管理組合」という。）とする。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定既存耐震不適格建築物（住宅を除く。） 耐震診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下「耐震診断費用」

という。)の額の2分の1に相当する額又は1,000,000円のいずれか少ない額

(2) 木造以外の住宅 耐震診断費用の額の2分の1に相当する額、当該耐震診断を実施した住宅の戸数に25,000円を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか少ない額

(3) 木造住宅 耐震診断費用の額の11分の10に相当する額、当該耐震診断を実施した住宅の戸数に50,000円を乗じて得た額又は当該耐震診断を実施した住宅の延べ面積1平方メートルにつき1,100円を乗じて得た額のいずれか少ない額

2 前項第1号の耐震診断費用は、当該耐震診断を実施した特定既存耐震不適格建築物の延べ面積1平方メートルにつき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額の合計を限度とする。

(1) 面積が1,000平方メートル以内の部分 2,000円

(2) 面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円

(3) 面積が2,000平方メートルを超える部分 1,000円

3 第1項第2号の耐震診断費用は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該耐震診断を実施した住宅の延べ面積1平方メートルにつき当該各号に定める額を乗じて得た額を限度とする。

(1) 一戸建ての住宅 1,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計

ア 面積が1,000平方メートル以内の部分 2,000円

イ 面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円

ウ 面積が2,000平方メートルを超える部分 1,000円

4 第1項の補助金の額に1,000円未満の額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施する前に、守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書に次に掲げる必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第1号に規定する確認を受けた補助対象建築物の確認通知書の写し 1部

- (2) 第3条第1号に規定する確認を受けた補助対象建築物の検査済証の写し 1部
  - (3) 前2号に規定する書類がない場合は、木造住宅にあっては建築年月日又は工事完了年月日の確認又は推測ができるもの、法第6条第1項第3号に規定する建築物にあっては工事完了年月日及び確認を受けたとおり建築されたことの確認又は推測ができるもの 1部
  - (4) 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の印鑑証明書 1部
  - (5) 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 1部
  - (6) 申請者が管理組合である場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの各1部
  - (7) 耐震診断費用の見積書又はその写し 1部
  - (8) 耐震診断を行う者が耐震診断技術者であることを証する書類 1部
  - (9) 申請者が申請を委任したときは、委任状 1部
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、耐震診断を行った耐震診断技術者又はその者が所属する建築士事務所若しくは事業者（以下「耐震診断技術者等」という。）に補助金の受領を委任することができる。

（補助金の交付決定及び通知）

**第7条** 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をするときは、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守口市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

**第8条** 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受

け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは、直ちに守口市既存民間建築物耐震診断着手届により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の変更)

**第9条** 補助決定者は、第6条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、直ちに守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付内容変更承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、第7条第1項に準じて決定の内容を変更し、守口市既存民間建築物耐震診断補助金変更交付通知書により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

**第10条** 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、直ちに守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付中止届により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の報告)

**第11条** 補助決定者は、耐震診断を行ったときは、15日以内に守口市既存民間建築物耐震診断報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断費用の明細書又はその写し 1部

(2) 耐震診断費用の領収書(第6条第2項の規定により補助金の受領を委任する場合にあっては、耐震診断費用の明細書に記載された請求金額から補助金の額を差し引いた額の領収書)又はその写し 1部

(3) 第6条第2項の規定により補助金の受領を委任する場合にあっては、守口市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第12条** 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査した上、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書により速やかに補助決定

者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第13条** 補助決定者は、補助金交付確定の通知を受けたときは、守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

**第14条** 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。ただし、補助決定者が第6条第2項の規定により補助金の受領を委任した場合には、市長は、耐震診断技術者等に対し補助金を交付するものとする。

2 前項ただし書の規定により耐震診断技術者等に対し補助金を交付した場合には、補助決定者に補助金の交付があったものとみなす。

(決定の取消し)

**第15条** 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付して

いるときは、守口市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導等)

**第17条** 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、既存民間建築物耐震診断主管部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年1月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年11月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。